

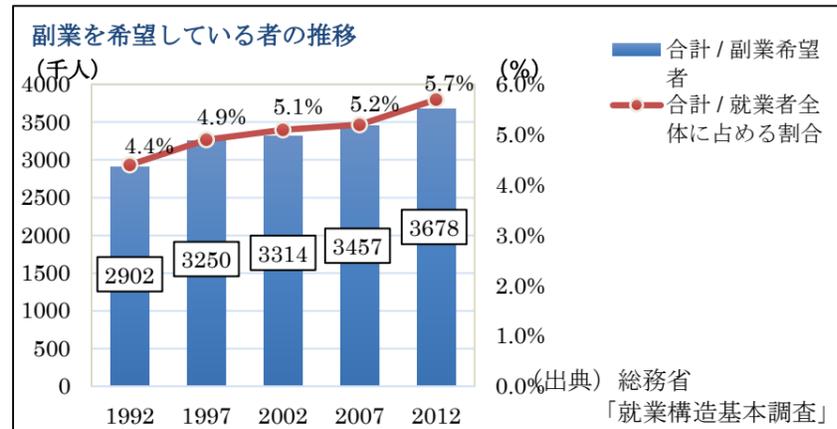


■ 兼業・副業の傾向と留意点 ■

働き方改革により普及・促進が図られている兼業・副業について、あらためて取り上げました。

兼業・副業が増加傾向にある中で現状、**4割近い従業員の方が兼業・副業を希望している**という状況で、希望される理由は「収入を増やしたい」が最多というアンケート結果も出ています。

参考資料として、兼業・副業希望者の推移を下記に掲載いたしましたのでご覧ください。



兼業・副業の希望者が増加傾向にある中、企業側の環境としては、**兼業・副業を認めていない企業は85.3%**、**推進していないが容認している企業が14.7%**に留まっている中で、今後は企業として兼業・副業を認めるよう準備していくことにもなってきます。

その際に、企業側として想定されている留意点は、次の3点です。

1. 副業先において、週に何時間程度の就業が必要か把握・管理すること
2. 特に競業先の場合には、企業秘密の漏洩等がないことを正確に把握すること
3. (守秘義務契約の範囲内で) 兼業・副業先の業務内容を把握すること

その他、兼業・副業の実務上の影響のある3分野(健康管理、労働時間の上限規制、割増賃金)において、今後の方向性が検討されている状況です。

なお、各種保険関係のお手続きについては次のとおりです。

雇用保険は、1箇所しか入れませんので**主として働いている事業所で取得すること**となりますが、**社会保険**は、要件を満たすと複数で加入することになりますので**適宜、あおば事務所までお問い合わせ**ください。

また、兼業・副業への取り組みにあたって、従業員からの申し出書式が必要な場合にも、お気軽にあおば事務所までお問い合わせください。

注目

■ 社会保険料変更のお知らせ ■

9月号でもお伝えしました通り、この時期は、社会保険料変更の時期となります。社会保険料は、その年の4~6月支給の報酬を元に徴収額が9月に決定されますが、給与計算で社会保険料を変更するタイミングは、原則として『10月に支払われる給与』からとなります。(ただし、会社独自に社会保険料控除のタイミングを変更している場合は除きます。)

■ 地域別最低賃金の確定 ■

先月お知らせした最低賃金について、**埼玉県は926円**で確定いたしました。10月1日以降分の賃金から変更をお願いいたします。(東京:1,013円/茨城:849円/群馬:835円/栃木:853円/神奈川:1,011円)

賃金を変更した方で社会保険に加入している方については、給与変更連絡票の送付もあわせてお願いいたします。(あおばに手続依頼をしている顧問先様)

■ 年次有給休暇の5日付与 ■

年次有給休暇の5日付与義務が2019年4月からスタートして、約半年が経過しましたが、取得状況はいかがでしょうか? 対象者がこれから発生する会社様や一斉付与により既に管理をスタートしている会社様、さまざまかと思えます。あおば事務所にも有給管理簿の雛形等ございますので、ご希望がありましたらお気軽にご連絡ください。

■ お知らせ ■

<顧問報酬等の消費税率の変更>

令和1年10月1日より消費税が8%から10%に引き上げられることとなりました。これに伴いまして、当事務所の顧問報酬等につきましても消費税率を変更させていただきます。つきましては誠に恐縮ながら、令和1年10月1日以降の口座振替・ご請求分より、消費税率を10%に改定させていただきたくお知らせ申し上げます。

<あおば事務所の職員紹介>

<https://aobaroumuoffice.com/staff/>

上記ホームページ上で写真等もついて紹介しておりますので、是非ご覧ください。今年も続々と入社しています。

<社会保険加入の顧問先様>

社会保険の随時改定(いわゆる月変)・・・基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合やパートの方で勤務時間の変更の際には、該当した支払月の月末までに**給与変更連絡票**の送付をお願い致します。

<あおば新聞で貴社を紹介することができます>

貴社の業務をあおば新聞内で無料で紹介することができます。スペースは限られてしまいますが、詳細はご相談ください。